

新型コロナ対策

みんなで力合わせ実現

非常事態宣言は解除されましたが、警戒は解けません。

この間、都民の声と共産党都議団の論戦、20回を超える申し入れが都民の願いを実現させました。その一部を紹介します。

教育の分野では、オンライン化だけでなく少人数学級の実現などに力をつくします。

感染拡大防止予算

- 「感染拡大防止協力金」第二弾
- 相談体制の確保
(コールセンター・受診相談窓口)

医療提供体制の強化

- PCR検査、抗体検査の自己負担分の費用
- 都立病院の職員に対する特殊勤務手当の支給
- 入院医療体制の確保支援

経済活動セーフティネット

- 中小企業制度融資等
- 飲食事業者の宅配やテイクアウト支援予算増額

「アートにエールを！ 東京プロジェクト」

- 制作者の出演料一人10万円→募集枠20000人に
無観客公演200万円の支援300公演分
(映像スタッフは都が準備)

都立学校・小中学校への支援

- オンライン学習支援でネット環境整備、小中学校児童へのPC貸与
- 小中高へのサーモグラフィーやアクリル板等の感染症対策用品の購入経費を補助

とや英津子

日本共産党都議会議員

大型道路や駅前再開発など中止し、財源をコロナ対策に

日本
共産党

コロナ感染
第二波に備え

いのちを守る都政を

その1

PCR検査の抜本的強化を

練馬で5月8日から光が丘に1カ所設置されましたが不十分です。

都の支援も受けて、複数のPCR検査センターの設置が必要です。

検査数を増やし、患者の早期発見・隔離と治療をすることが、院内感染を予防し、患者の命を守り、感染を封じ込める道です。

その2

医療機関へ緊急財政支援を

新型コロナ対策費の増加、一般の診察や入院患者の減少、手術や健康診断の延期などの減収が負担になっています。第2波に備えて、

- 医療機関に、都と区が緊急の財政支援を行い医療崩壊を防ぐこと。
- 長期化による医療用備品不足を直ちに解消すること。

練馬の医療崩壊をふせぐ
2つの提言



23区平均の3分の1の病院ベッド数しかない医療過疎の練馬区。光が丘病院の院内感染、都内病院の感染拡大と重なり練馬の救急医療が切迫しています。出産予定の妊婦へのしわ寄せも心配です。コロナの第2波にも備えて練馬の医療崩壊を防ぐ対策が求められます。

練馬区に医療問題で緊急申し入れ

左から、のむら区議、やくし前区議、島田区議、二人おいて、とや英津子都議、小松区議、坂尻区議、有馬区議ら
(5月19日練馬区役所)



都立病院の 直営はずしやめよ！

新型コロナ感染拡大は、公的医療が縮小され、保健所の統廃合など公衆衛生が後退されたことによる「感染症に弱い社会」の実態を浮き彫りにしました。それにもかかわらず、小池知事は感染症対策の最前線にある都立病院の直営をはずす方針を決めました。公的医療を後退させる計画は中止すべきです。

新型コロナ
相談窓口

非常事態宣言は
解除になったが

倒産・失業の危機が



一般的な相談

新型コロナコールセンター

■全日 9時～21時



0570-550571



休業協力金について

東京都緊急事態措置等・感染拡大防止
協力金相談センター

■全日 9時～19時



03-5388-0567



緊急労働相談

東京都労働相談情報センター

■平日 9時～20時 土曜 9時～1



0570-00-6110



コロナ詐欺の相談



188 (いやや) 消費者ホットライン



児童虐待

児童相談所虐待対応ダイヤル

■全日 9時～21時



189 (いちはやく)



DV ドメスティックバイオレンス

東京都女性相談センター

■月曜～金曜 9時～20時



03-5261-3110

■夜間・休日



03-5261-3911

資金繰り支援、新制度に強化 —5月から中小企業向け融資が無利子に

1. 新制度の内容

【対象となる融資メニュー】

①新型コロナ感染症対応緊急融資②緊急借換③緊急対応
融資④感染症対応融資(全国制度)新設 5月1日から

【新制度の概要】

融資額 1億円まで、3年間無利子、信用保証料も無料

2. 受付開始日

2020年5月12日から、全ての
取り扱い指定金融機関で受付開始。

3. 融資申し込み受付

普通銀行、信用金庫、信用組合

4. 都の相談窓口

産業労働局金融部金融課 都庁19F

電話 03-5320-4877 (平日 9時～17時、当面19時まで)

休業・失業 で困った時

緊急小口資金

1. 制度の内容

休業などで生活が困難な場合の貸付

2. 対象者

休業や失業などで収入の減少があり緊急
に一時的な貸付資金を必要とする世帯

3. 貸付内容

■貸付額 20万円以内

■据置 1年以内

■償還期限 2年以内

■無利子、保証人不要

※償還時に所得の減少が続く住民税非課税世帯は、償還
を免除できます。

4. 申し込み先

練馬区社会福祉協議会

電話 03-3991-5560/3992-5600

(月～金曜日 午前9時～午後5時)

新型コロナの影響で 住居を失いそうな方へ

#住宅確保給付金

●休業も支給対象に

「やむを得ない休業などにより離職又は廃業までには至っ
ていないが、こうした状況と同程度の状況に至った方」も
支給対象になります。

●年齢要件も撤廃

これまで年齢要件がありましたが、事務連絡で「現在 65
歳以上の受給希望者からの申請に係る相談を積極的に受け付
けていただきたい」としています。

●学生も対象の可能性

親の経済的支援を全く受けずに、奨学金や学費免除、アルバイト
などで大学や学校に通っている学生が、新型コロナウィルス感染症
の影響でアルバイトが激減したり仕事を失い、住居を失う恐れが生
じた場合は、住宅確保給付金の対象になる可能性があります。
※「主たる生計維持者」等の要件を満たす必要があります。

お問い合わせ先●練馬区 生活相談コールセンター

電話 (03-5984-4703) 午前9時～午後5時

●行政への相談電話がつかない、説明がわからない— 困った時は

ご相談はお気軽に

とや英津子都議事務所 6324-8060

日本共産党練馬区議団 5984-1014